

(仮訳)

農業局告示

件名 日本からのかんきつ類（生鮮）の輸入条件（第2版）
2025年

農業局は、日本から商業用に輸入するかんきつ類（生鮮）の病害虫リスクの分析を終えたので、2008年植物検疫法（第3版）により改正された1964年植物検疫法第8条第2項および第10条に基づき、農業局局長が植物検疫委員会の勧告により以下のとおり告示する。

第1条 本告示を「農業局告示2025年 件名 日本からのかんきつ類（生鮮）の輸入条件（第2版）」と称する。

第2条 本告示を官報告示日の翌日から施行する。

第3条 「農業局告示2023年 件名 日本からのかんきつ類（生鮮）の輸入条件」の添付文書1に許可するかんきつ類の種類および品種の中に次の文言を9番と10番として追加する。

9. Citrus junos Makino

ゆず (Yuzu)

10. Citrus japonica Thumb

キンカン (Kumquat)

第4条 「農業局告示 2023 年 件名 日本からのかんきつ類（生鮮）の輸入条件」の添付文書3 許可する生産地域の中に次の文言を 12 番として追加する。

告示第9条に規定された生産地域および地理座標	都道府県
「12. 生産地域 12 御浜町引作 緯度 33° 47' 32"北 経度 136° 01' 28"東 緯度 33° 47' 24"北 経度 136° 01' 42"東 緯度 33° 47' 16"北 経度 136° 01' 32"東 緯度 33° 47' 26"北 経度 136° 01' 22"東	三重県

2025 年 1 月 21 日告示

ラピーパット・チャンタシーウォン

農業研究局局长

(訳注) 2025 年 1 月 29 日付官報第 142 号特別章 34 NG ページ掲載、2025 年 1 月 30 日施行。

【免責条項】

この日本語訳は、タイ政府による公式日本語訳ではなく、情報提供を目的に、ジェットロバンコク事務所が作成した非公式なものです。正確性を保証するものではありませんので、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェットロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますのでご了承ください。

原典については、下記をご覧ください。本 URL は 2025 年 1 月 30 日時点で有効であることを確認しておりますが、今後 URL が変更・削除される可能性もございます。

(ウェブページ)

<https://ratchakitcha.soc.go.th/documents/58581.pdf>